

件名	愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	警察法(昭和29年法律第162号)第47条第4項、警察法施行令(昭和29年政令第151号)第4条第1項及び別表第1
<p>【改正の概要】</p> <p>犯罪被害者が、より一層相談しやすい環境を構築するため、次の事務を警務部から総務室に変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪被害者等給付金に関する事務 2 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関する事務 3 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務 	
施行日	令和2年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○ 法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 警察法（昭和29年法律第162号） （警視庁及び道府県警察本部） 第47条 省略 <ol style="list-style-type: none"> 4 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。 ● 警察法施行令（昭和29年政令第151号） （警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部の内部組織の基準） 第4条 <ol style="list-style-type: none"> 1 法第47条第4項に規定する警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、別表第1のとおりとする。 	